

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 6月28日
【会社名】	日新製糖ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nissin Sugar Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 樋口 洋一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町14番1号
【電話番号】	03(3668)1293
【事務連絡者氏名】	財務総括責任者 川口 多津雄
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小網町14番1号
【電話番号】	03(3668)1293
【事務連絡者氏名】	財務総括責任者 川口 多津雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成24年6月27日開催の当社第1回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

当期末の剰余金の配当を、当社普通株式1株につき60円とすることを決議するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、平成25年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社の100%子会社である日新製糖株式会社および新光製糖株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施することと併せて、同日付で当社商号を「日新製糖株式会社」（英文名：Nissin Sugar Co., Ltd.）に変更するため、また、当該合併後に当社が吸収合併消滅会社の事業を引き継いで直接的に事業を行うために、定款にそれぞれ所要の変更を行い、さらに当該変更の効力発生日を明確にするための附則を新たに設けることを決議するものであります。

第3号議案 取締役および監査役の報酬等の限度額設定の件

第1回定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役の報酬等の限度額について定めた定款附則が失効することを受け、改めて、取締役の報酬等については月額2,500万円以内、監査役の報酬等については月額400万円以内とする報酬等の限度額を設定することを決議するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議決権の状況

議決権を有する株主数 4,998名

総議決権個数 73,059個

議決権行使状況

議決権を行使した株主数 1,794名

(うち本総会当日出席した株主数 111名)

行使された議決権個数 56,367個

(うち本総会当日出席による行使 41,086個)

議決権行使結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第1号議案	52,747	314	0	(注)1	可決 93.57
第2号議案	52,909	151	0	(注)2	可決 93.86
第3号議案	52,613	445	0	(注)1	可決 93.34

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。